

薬生総発 0402 第 2 号
令和 2 年 4 月 2 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき
緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）」（令和 2 年 1 月 17 日付け薬生総発 0117 第 7 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「研修通知」という。）に基づき緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対して研修を実施することとしています。

今般、厚生労働省のホームページにおいて公表する緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧（以下「薬剤師等の一覧」という。）について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知いただくとともに、当該内容について、貴管下の薬局、関係団体等に対し周知をお願いします。

なお、下記については、現時点における暫定的な取扱いであり、取扱いを変更する際には、当職より別途通知することとするので、御留意いただくようお願いします。

記

1 公表方法

- (1) 薬剤師等の一覧は、研修通知に基づき実施した都道府県薬剤師会が、別添 1 の様式で作成し、厚生労働省の以下の提出先に電子媒体で提出すること。

(提出先)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

TEL 03-3595-2377

Email ISESOMU@mhlw.go.jp

※提出に当たっては、件名を「緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧」とすること。

- (2) 厚生労働省は、(1)の内容を踏まえ、患者が緊急避妊薬の調剤を受ける薬局を選択するに当たって必要な情報を厚生労働省のホームページにおいて公表すること。

(掲載先)

厚生労働省ホームページ「緊急避妊に係る取組について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186912_00002.html

2 公表された薬剤師及び薬局における留意事項

- (1) 公表された薬剤師及び薬局においては、薬剤師が「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和元年7月31日付け医政発 0731 第7号厚生労働省医政局長通知。）（以下「指針」という。）に基づき調剤等を行うために、緊急避妊薬の備蓄、プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できるような体制を整備すること。
- (2) 指針に基づき薬局で調剤等を行う場合は、薬剤師等の一覧に掲載された研修を修了した薬剤師が対応すること。
- (3) 研修を修了した薬剤師は、薬剤師等の一覧に掲載されている情報に変更があった場合には、別添2の様式を用いて、研修を受講した都道府県薬剤師会に速やかに届け出ること。都道府県薬剤師会においては、届出を受理した後、1(1)の提出先に当該内容を電子媒体で提出すること。